



クローズアップ

「国際家具デザインフェア旭川」のあゆみ

デザインは愛、木と暮らし
Design with Love, Life with Wood

国際家具デザインフェア旭川開催委員会 会長 桑原義彦

記念すべき10回目となる【IFDA】。

1990年、新しい生活文化の提案と発信を目的に始まった「国際家具デザインフェア旭川【IFDA】」は、今年で当初目標としていた第10回目となるイベントを今年6月に開催を致しました。準備期間も含め約30年間にわたり開催したイベントを振り返ります。

IFDA^{10th}
INTERNATIONAL FURNITURE DESIGN FAIR ASAHIKAWA
ASAHIKAWA 2017

■デザインフェア開催の経緯

歴史的に旭川家具を振り返ると1970年代から1980年代にかけてはオイルショックやドルショックなどの経済不況にみまわれながらも企業数・生産額は右肩上がりに推移し、北海道産の良質な木材を使った高い技術力・品質が業界関係者やユーザーから評価され「旭川家具」のブランドが認知されてきた時代でした。ただ、1980年代半ばころから業界の成長に陰りが見え始め、タンス等の箱物需要への不安や消費者意識の多様化、安価な輸入品の脅威など不安も感じ取られるようになった時代でもありました。旭川家具の主力製品は「婚礼タンス」が中心でしたが、住環境の変化などにより、当時から箱物家具であるタンスの需要が減少することが指摘されていました。

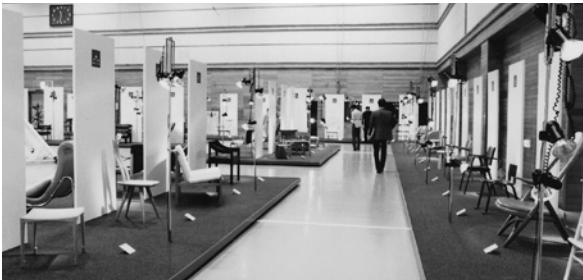
当時の旭川家具のメンバーは、旭川家具は箱物の産地として成り立っていた産地ではあるが、箱物需要が低下することは予想されておりニーズが高まっていた脚物類への方向転換を検討していました。脚物類への移行には、デザインの重要性を認識しており、この地域にもっとデザイン力を導

入する為には、世界規模の家具デザインコンペを実施して、デザイナーと旭川地域のメーカーの懸け橋になることを目的として実施しました。タイミング良く1990年に旭川市が開基百年のタイミングということもあり、産学官連携によって記念すべき第1回目の「国際家具デザインフェア旭川'90」が開催されました。この事業は、国際家具デザインコンペティション、家具新作展、デザインシンポジウムの三本柱からなるもので、ものを製造するだけでなく産地から新たな生活文化を創造し提案・情報発信していくという試みでした。



第1回目の国際家具デザインフェア旭川'90の様子

第1回目のデザインコンペには19カ国・地域から472点の応募がありました。最優秀作品にはフィンランドのデザイナーが受賞するなど話題も多く、竣工したばかりの旭川大雪アリーナを会場として華々しくイベントが開催されました。フェアの中で開催された併催イベントの「木の家具・百年百人百選」では旭川家具の進むべき道を探求するため、歴史的・世界的視野から100点の木製家具を選び現物を展示しました。その多くが織田コレクションで、これが椅子研究家の織田憲嗣氏と旭川の縁となりました。



IFDA 1990 木の家具・百年百人百選

さて、第1回目のイベント成功をもとに、家具業界としても今後も継続してデザインフェアを開催することを決め、3年に1度デザインコンペを中心としたデザインイベントとして開催し少なくとも10回は継続して開催することを目標としていました。

木材という限られた資源を活かし、長い間愛されて使われるような家具をつくりたい、そんな願いを込めてテーマを「デザインは愛、木とくらし」とし、1回目から10回目まで変わらないテーマで実施。メイン事業であるデザインコンペティションには通算で世界75カ国・地域から8,841点の応募があり、旭川家具として製品化された作品は50点に及びました。2回目以降、景気の変化などで開催予算の削減などもありましたが、培ったノウハウをもとにイベントを運営しました。国際家具デザインフェア旭川の開催は、旭川家具の技術革新を進めると同時に、旭川地域にデザイン意識や国際的な視点、そして、幅広い人脈を育ててきました。



IFDA 1990 デザインコンペティション

■記念すべき10回目の国際家具デザインフェア旭川を開催

国際家具デザインフェア旭川2017

[IFDA 2017]

日時 2017年6月21日(水)~25日(日)

会場 旭川デザインセンター

(旭川市永山2条10丁目1-35) ほか

主催 国際家具デザインフェア旭川開催委員会

記念すべき第10回となる節目の「国際家具デザインフェア旭川 [IFDA]」。名称も新たにリニューアルされた「旭川デザインセンター」を会場に、メイン事業であるデザインコンペティションをはじめ、出展メーカー・団体の新作・新提案の発表、そしてIFDAの30年を振り返る特別企画展など、長くイベントを積み重ねてきたことで得られた、旭川家具の「30年戦略」の集大成と言える展示会となりました。

◎主なイベント

デザインコンペティション入賞入選作品展

世界30カ国・地域から応募された683点の作品の中から、2度の審査会を経て選ばれた入賞6作品と入選19作品を展示。注目のゴールドリーフ賞にはフィンランドのミッコ・ハロネン氏による「コレント」が選ばれ、奇しくも第1回目のグランプリと同じフィンランド人デザイナーの受賞となりました。デザイナー本人による作品プレゼンテーションも開催された。



IFDA 2017 作品プレゼンテーション

デザインコンペティション表彰式

今回の表彰式は、明治時代に旧国鉄の工場として建築されたレンガ造りの建造物「旭川市民活動交流セン



IFDA 2017 デザインコンペティション表彰式

ターCoCoDe」を会場に実施。定員200名の会場で、立ち見が出るほどの盛況の中、西川将人旭川市長より受賞者への表彰が行われました。

IFDA記念パネルディスカッション

記念パネルディスカッションではデザインコンペの歴代審査委員長3名が顔を合わせ、足掛け30年に渡るコンペの歴史を振り返るとともに、旭川の未来のものづくりについても意見を交わしました。

旭川家具エキシビション

旭川デザインセンターを会場に、旭川家具・木工クラフトの47メーカー・団体が新作の展示や新提案などを行いました。ゼロファーストデザイン監修のもと、全体レイアウトや展示ブースが一新された会場では、新規出展の4メーカーを含む各社が魅力的な製品を出品。



IFDA 2017 旭川家具エキシビション

IFDAのあゆみ

1990年に旭川市開基百年記念事業のひとつとして開幕したIFDA。10回まで続いてきたこのイベントを「IFDA30年の軌跡展」として振り返り、過去の写真とコンペ最優秀作品を展示しました。また「IFDA記念制作展」では過去9回のコンペ入賞者により新たにデザインされた18作品を展示。今回のコンペ入賞入選作品とは対照的に、ベテランと若手の才能が共演する実験的な作品を来場者にご覧いただく場となりました。そしてIFDAの立役者となった長原實氏の功績を振り返る「長原實が遺したもの展」では、氏が特に言葉を寄せたコンペ作品をディスプレイし、モニターではIFDAの表彰式や審査会などの映像を流して、長原氏の地域への熱い思いをひもときました。



IFDA 30年の軌跡展

IFDA第10回記念・北海道立旭川美術館35周年 デンマーク・デザインの魅力 織田コレクションと旭川

椅子研究家 織田憲嗣氏のコレクションを活用し、IFDAに合わせて5つもの特別展が開催され、IFDA2017の併催展として多くの来場者を魅了しました。中でも北海道立旭川美術館の「デンマーク・デザインの魅力 織田コレクションと旭川」は、美術館としては2011年の「北欧の美しい暮らし LIFE&DESIGN」に続く2度目の織田コレクションの展覧会。今回は織田氏の持つデンマークコレクションを深く掘り下げ「日本・デンマーク外交関係樹立150周年」にあたるメモリアルイヤーに相応しい展示となりました。



IFDA 2017 織田コレクション

■今後のIFDA

IFDAは、当初から旭川市内だけではなく近隣地域を巻き込んでさまざまな関連デザインイベントを開催し、旭川地域が「デザイン産地」としての成長を印象付けました。当初から目標としていた10回目のIFDAを産学官が力を合わせて開催し、また、今後も継続してIFDAを開催しようと考えています。1990年に目標としていた箱物産地からの脱却。そして、デザインを中心とした商品開発など、現在の家具産地としては目標を達成しました。これからは新たな目標をもって世界からより注目される家具産地を目指して歩んでいきたいと思っています。

旭川東税務署 新任幹部紹介



旭川東税務署
署長

新村吉臣氏

この度の人事異動で、旭川東税務署長を拝命いたしました新村でございます。

公益社団法人旭川東法人会並びに会員の皆様方におかれましては、常日頃から税務行政全般に対しまして深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

私は、小樽市出身でその後旭川市に転居し、税務大学校札幌研修所を卒業して以来、東京国税局へ出向し、荒川税務署を振り出しに管内各署、同国税局、東京国税不服審判所におきまして、法人税、徴収、調査部、官房関係事務等を経験してまいりました。この度、小中高時代を過ごした旭川の署に勤務することとなり、大変うれしく、光榮に思っております。

貴会におかれましては、地域に密着し充実した会活動を展開されているほか、社会貢献活動にも積極的に取り組まれていると伺っており、大変心強く思っております。

今後も、貴会の皆様と様々な機会を通じて意見交換を行い、なお一層の信頼・協調関係を深めるとともに、皆様の信頼に応える税務行政の推進に取り組んでまいりたいと考えております。引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ、あいさつとさせていただきます。



旭川東税務署
副署長

鶴田 満氏

この度の人事異動で、旭川東税務署副署長を拝命いたしました鶴田でございます。

私は、札幌国税局査察部門での勤務が長いのですが、平成9年から3年間旭川の勤務経験があり、その時に旭川地区における法人会の活発な活動に感銘を受けました。

旭川は「厳寒地」ではありますが、その寒さゆえか、住んでいる方々の「心の温かさ」が感じられる素晴らしい土地柄であると実感しております。

さて、平成31年10月の消費税率の引上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度は、多数の事業者の方々にとって、商品管理や区分経理等のための準備が必要となるものです。

こうした新しい制度の準備を円滑に進めていくためには、法人会会員の皆様のご理解とご協力を仰ぐ必要を痛感しているところでございます。

公益社団法人旭川東法人会会員の皆様方とは様々な機会を通じて意見交換を行い、法人会活動に対しては微力ながらご支援させていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。



法人課税第1部門 統括国税調査官

原田裕敏氏

この度の人事異動で旭川東税務署にまいりましたが、実は私は、旭川市出身で、数年前から慣れ親しんだこの地に暮らしております。(ちなみに前任地には単身赴任で勤務しておりました。)

これからは、公益社団法人旭川東法人会会員の皆様のお役に立つことができるよう、努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

旭川東税務署 人事異動一覧(関係分)

職名	新任(異動後)		退任(異動前)	
	氏名	前任地	氏名	赴任先
署長	新村 吉臣	東京局 調査第四部調査第46部門統括官	澤田 基	退官
副署長	鶴田 満	札幌中署 特別国税調査官(開発担当)	飯塚 秀都	国税庁 札幌派遣主任監察官
総務課長	大友 博喜	(留任)	-	-
法人課税第1部門統括官	原田 裕敏	札幌局 調査査察部調査管理課総括主査	大石 和宏	札幌中署 特別国税調査官
法人課税第2部門統括官	岡田 恵理	札幌局 課税第二部酒税課連調官	鈴木 聡一	札幌南署 法人課税第2部門統括官
法人課税第3部門統括官	田賀 洋介	札幌局 総務部人事第1課秘書係長	銭丸 善彦	稚内署 法人課税部門統括官
法人課税第4部門統括官	加藤 晃	(留任)	-	-
法人課税第1部門連調官	村形 朋晃	岩見沢署 管理運営第1部門総括上席	舘田 恒彦	旭川中署 特官付連絡調整官
法人課税第1部門上席	中田 孝一	札幌南署 法人課税第1部門上席	中川 一誠	旭川東署 法人課税第1部門調査官(担当変更)

e-Tax 体験談

使ってみたら
こんなに簡単・便利



訪問先：株式会社 谷脇組
執行役員総務部部长 大友信久さん



Q1 e-Taxは、いつから始めましたか？

A 平成16年10月より始めました。
きっかけは法人会・間税会の研修会や顧問税理士のアドバイスの下、既に稼働していたネットバンキングを利用し、手間が省けるメリットを考慮し導入に至りました。

Q2 はじめて操作した時の印象はいかがでしたか？

A e-Taxシステムを利用するための前準備として、開始届出から電子証明書の取得、e-Taxソフトのインストール等々、大変な労力を要しましたが、操作自体は非常に簡単で使い易い印象であったと記憶しております。

Q3 利用してみていかがでしたか？

A 経理事務の合理化が図られ、時間的な余裕が生まれるなどの効率的な事務処理のツールとして活用させていただいております。

Q4 現在利用している税目を教えてください。

A 法人税、消費税、源泉所得税、法定調書関係及び納税証明関係を利用しています。

Q5 e-Taxを利用してよかった点がありますか？

A 特に毎月申告納税の「源泉所得税」や「法人税・消費税中間納税」については、インターネットバンキング（ペイジー）と連動し、時間と労力をかけずに対応することが可能となり、限られた人員・時間の中で「効率化のメリット」を非常に感じています。

Q6 逆にe-Taxを利用することでマイナスになった点がありますか？

A 法定調書作成時、給与ソフトで作成された源泉徴収票をe-taxシステムに転用できないため、改めてe-taxソフトへの入力作業が必要となってしまいました。
業務重複となってしまい、それを回避するため現在は、給与ソフトで作成された源泉徴収票を法定調書合計表と併せて税務署に持参しています。

Q7 より快適に操作するため、改正すべきと思う点がありますか？

A 地方税の電子申告・申請システムであるL-taxとのシステム統合を進めていただき、受け手側で必要な情報を必要な組織に届けられるよう送信する側に大幅な効率化をもたらされるよう期待します。
法人利用もさることながら、個人利用も含めて普及を向上させるためには利用前準備の簡略化が必要と思われます。
特に年配者やパソコン初心者は挫折する可能性が高いと考えます。
過疎化・高齢化が進んでいる北海道においては高齢者が税務署や金融機関に申告、納税に足を運ぶことが今以上に困難になると予想されますので、弱者の味方として、より利用しやすいツールに進化し続けることを希望します。



北見にて第54回北海道法人会税制改正提言全道大会を開催

9月29日(金)北見市において第54回北海道法人会税制改正提言全道大会が開催され、全道30法人会より約700名が参加した。旭川東・中法人会からは40名が参加し、税制改正提言事項の実現状況や新たな提言事項の採択などが議論されるとともに地域経済の活性化や国家を支える中小企業の再生など行財政改革が織り込まれた大会決議が宣誓された。また、全道各地の会員と様々な情報交換・意見交換が終始盛んに交わされた。大会式典に引き続き、テレビ等でもお馴染みの弁護士の菊地幸夫氏を講師に迎え「出会いの人生から学んだこと」と題して講演講演会も行われ、一般にも開放した会場には熱心な聴講者が多数訪れるなど、その後の懇談会もあわせて大会スケジュールは全て盛会裡に終了した。

尚、来年の第55回全道大会は帯広市にて開催が予定されている。



北見市にて開催の全道大会の様子

経営セミナー開催

8月2日(水)アートホテル旭川において税制改正並びに民事信託に関する研修会を開催した。当日は経営者・実務担当者ら90名が出席し、講師にはふたば税理士法人代表で公認会計士・税理士の西俊輔氏を招き、自由な財産管理・遺産継承の手法として近年注目を集める民事信託等について講義を受けた。最新の資料に基づき分かりやすく解説してくれた内容に熱心に耳を傾けペンを走らせる受講者の姿が印象的であった。



熱心に講義に聴き入るセミナーの様子

平成29年度納税表彰

永年にわたる申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚、税務行政への協力、さらには法人会・間税会などの活動に対して尽力された方々が納税表彰の栄に浴されました。当会会員企業からは北北海道ダイハツ販売株の元会長(旭川東間税会副会長)の濱口勝紀氏が札幌国税局長表彰を受表彰されました。その功績に対しまして衷心より敬意とお祝いを申し上げます。

◆札幌国税局長表彰

(旭川東間税会副会長)
濱口勝紀氏
〈北北海道ダイハツ販売株〉

おめでとうございます



企業・お店のPRに!

法人会クーポン『掲載企業募集中』

掲載に関する内容

会員企業はもとより一般企業（一部制限あり）の方も掲載いただけます。
登録料・手数料は一切かかりません。

- 配布先／(公社)旭川東・中法人会会員企業約2,300社
- 年間発送予定／3月／7月／10月／12月

★当会ホームページに詳細・申込用紙などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。
(HP <http://ash-ho.or.jp>)

掲載費など一切無料!

宣伝効果間違いなし!

表面

会社・店舗名
割引内容・注意事項など

裏面

住所・TEL
地図・会社PRなど

《掲載イメージ》

※右記のクーポンチラシ一覧は、A4サイズで配布しております。

お店や会社の広告を封入しませんか?

- ★封入手数料……会員 10,000円(税込)非会員 15,000円(税込)
- ★配布先……(公社)旭川東・中法人会会員企業約2,300社(親会所属会員のみ)
- ★チラシサイズ…A4サイズ以内(印刷済のものを持ち込んでいただきます)
- ★発送時期……3月・7月・10月・12月などを予定

● 発送までの流れ ●

1. 事前にお申しいただき、封入チラシの内容等を確認させていただきます。
2. 発送予定日の1週間前までに印刷済のチラシを法人会事務局までお届け願います。
3. 封入の上、全会員企業宛に発送いたします。
4. 封入手数料をご請求いたします。

- ・ 発送時期は1年を通してございますが、その都度異なりますので法人会事務局までお問い合わせ下さい。
- ・ チラシは原則1枚ものといたしますが、パンフレット等の場合はお問い合わせ願います。(但し追加料金をいただく場合がございます)
- ・ 封入希望多数の場合は、先着順により1回につき5社までとします。
- ・ 一部の地域のみのお届けは出来ません。
- ・ チラシの掲載内容について、次のような記載がある場合は封入をお断りいたします場合がございます。
 - * 誹謗中傷
 - * 公序良俗に反するもの
 - * 法律上取引が禁止されているもの
 - * その他、封入が適当でないと思われるもの

お問い合わせ

(公社)旭川東・中法人会
〒070-0043
旭川市常盤通1丁目
旭川商工会議所1階
TEL (0166)29-3330
FAX (0166)29-3322

当会ではA4版封筒にて年4~5回程度、広報誌や研修会の案内などを会員へ発送しておりますが、現在、サービス事業として、会員企業(非会員企業も可)の皆様のチラシなどを封入するサービスをおこなっております。難しい手続きはございませんので、是非ご利用いただけますようご案内申し上げます。

行事予定(10月～3月)

- 10月20日 第18回女性部会全道大会(釧路)
- 10月30日 第3回理事会
- 11月1日 会員増強運動(～12/31)
- 11月10日 第31回全国青年の集い高知大会
- 11月19日 法人会おもしろ税ミナ～ル2017
- 11月28日 税務研修会
- 12月上旬 青年・女性部会研修会&きき酒会
- 12月上旬 経営セミナー
- 12月上旬 租税教室(～2月)
- 1月22日 新春講演会&新年交礼会
- 2月上旬 四団体合同新春研修会&
ニューイヤーパーティ
- 2月中旬 新設法人説明会
- 2月下旬 実務者向け税務研修会
- 3月上旬 春期講演会
- 3月上旬 女性部会税務研修会&懇談会
- 3月中旬 青年部会交流事業(新規)
- 3月中旬 第4回理事会
- 3月中旬 広報誌第86号発行

年末調整等説明会のお知らせ

平成29年分 年末調整説明会開催日程等一覧表

東神楽町	11月15日(水)	10時～12時(受付9時30分)
東神楽町役場 2階研修室2 (旧東神楽町農村環境改善センター 大会議室)		
東川町	11月15日(水)	14時～16時(受付13時30分)
東川町役場 大会議室		
上川町	11月16日(木)	10時～12時(受付9時30分)
上川町役場 大会議室		
愛別町	11月16日(木)	14時～16時(受付13時30分)
愛別町総合センター 2階大ホール		
比布町	11月17日(金)	10時～12時(受付9時30分)
比布町図書館 視聴覚室		
当麻町	11月17日(金)	14時～16時(受付13時30分)
当麻町公民館 まとまーる		
美瑛町	11月20日(月)	14時～16時(受付13時30分)
美瑛町役場 4階委員会室		
旭川市	11月22日(水)	14時～16時(受付13時30分)
旭川市民文化会館 大ホール		

花いっぱい運動に協力

法人会では社会貢献活動の一環として、国際バーサーロペット交流委員会が実施している青少年文化交流事業の趣旨に賛同し「花いっぱい運動」に協賛しています。

写真のフラワーポットは6月25日から約1ヶ月間、旭山動物園に設置されました。



法人会アンケート調査システム

法人会アンケート調査システムは全国的に親会・青年部会・女性部会が一体となって推進している事業です。全国約80万社の会員企業を擁する法人会が実施する各種アンケート調査には行政やマスコミ等から極めて高い評価と期待が寄せられ、法人会のパブリシティ向上にもつながっております。



詳しくは当会HPまで (<http://ash-ho.or.jp>)



旭川小型運輸 株式会社

〒079-8412 旭川市永山2条3丁目2番18号 TEL(0166)48-3261 FAX(0166)48-3264

株式会社 旭川一般廃棄物処理社

〒079-8412 旭川市永山2条3丁目2番18号 TEL(0166)47-5310 FAX(0166)48-3264



道輪工業 株式会社

〒070-0039 旭川市9条通9丁目1号 TEL(0166)26-3371 FAX(0166)26-3374



ハトのマークの引越し 旭川中央センター

〒079-8412 旭川市永山2条3丁目2番18号 TEL(0166)49-1954 FAX(0166)48-3264

美しい地球環境のために
できる事

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者：法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	○	○		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

HARRIER

待望のターボ車ついに登場!!

~HV車の小型乗用から商用トラックまでフルラインナップの旭川トヨペット~

旭川トヨペット

本社 / 旭川市神居8条1丁目 ☎0166-62-5111
http://asahikawa.toyopet-dealer.jp



HPも
チェック!



クルマと、つぎの楽しみを。 TOYOPET

第26回北海道法人会青年の集い帯広大会

「感動の大地、十勝・帯広からの挑戦」～先人の知恵に学び、新しきを知る～を開催テーマに、本年の全道青年の集いは6月23日(金)帯広市において開催され、旭川東・中法人会あわせて40名もの大所帯で参加した。

今大会には全道30法人会より350名を超える青年部会員が集結し、昨年の全国青年の集い北海道大会の成功を共に喜び、「税の使い途」という新たなキーワードをもとに青年部会活動の軸となる租税教育活動の更なる進化に向けて積極的な情報交換などを行った。また、野外に設営された懇談会では初夏の十勝の食材を大いに堪能しつつ全道青年部会の更なる結束を深めた充実の大会を終えた。



青年の集い帯広大会の様子

第9回税に関する絵はがきコンクール

女性部会では全国的に租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施している。次代を担う子どもたちに税について関心を持ってもらう機会の一助となればとの趣旨で行っている活動だが、当地でも各小学校から年々好評を得ている。本年も7月1日より旭川市および近隣の小学校に募集パンフレットを配布し30小学校より275点もの応募をいただいた。法人会おもしろ税ミナ〜ル(11/19)において応募全作品の展示と表彰式を予定している。



青年部会に札幌国税局長より感謝状

昨年旭川市において開催された第30回法人会全国青年の集い北海道大会は、全国441法人会より過去最多となる2,687名もの青年部会員が参加し盛大に終了したが、当青年部会は旭川東法人会とともに開催地法人会として、大会誘致から企画・運営と約3年間にわたり大会主管の中心的な役割を担った。その功績に対して札幌国税局長より感謝状が贈呈されることとなり、本年定時総会の折に酒井部会長に授与された。



宅地建物の売買・媒介に、信頼と実績でお応えします。相談・査定無料、お気軽に！

創業52年 北海道知事免許上川(14)第140号

桜井商事株式会社

代表取締役 桜井 敏 広

旭川市豊岡1条2丁目 Tel.(0166)31-3111・Fax.31-3118 E-mail:sakurai31@feel.ocn.ne.jp

女性部会税務研修会

税務署の定期人事異動にあわせて例年開催している研修会だが、本年は8月25日(金)旭川グランドホテルにおいて開催した。講師には旭川東税務署法人1部門より新任の原田統括官と中田上席調査官を招き、国税庁ホームページから税務行政を取りまく環境やお酒と税に因んだ講義とあわせて新任の担当官として自己紹介もお願いした。研修後には講師も交えてテーブルマナー講座も行い有意義な初顔合わせとなった。



女性部会税務研修会の様子

全国女性フォーラム

4月7日(金)鹿児島市において第12回法人会全国女性フォーラムが開催され、当部会からは山田部会長はじめ6名が参加した。当日は全国各地より1,600名を超える女性部会員が集い、税に関する絵はがきコンクールの実施状況や様々な女性部会活動の事例報告が行われ、法人会活動における女性部会の責務や重要性について議論がなされた。また、記念講演や地元の文化・食などにもふれ大いに見聞を広めた。



全国女性フォーラム鹿児島大会の様子

青年部会・女性部会 新入会員募集!!

青年部会・女性部会では、部会を上げて会員増強に取り組んでおります。法人会会員企業の方であれば、経営者・社員どなたでもご入会いただけます。税務署担当官による研修会や各種異業種懇談会・レクリエーションなど活発な活動を展開いたしておりますので、お取引先や同業者等まだご入会されていない企業がございましたら、法人会事務局まで是非ご紹介下さいますようお願いいたします。

連絡先

(公社)旭川東法人会事務局

TEL(0166)29-3330

FAX(0166)29-3322



旭川発
北海道のかりんとう屋

北から

三葉製菓株式会社

北海道旭川市永山3条4丁目1-5

TEL:0166-48-2144

<http://www.kitakari.co.jp/>

「顧客満足の向上」を 目指して

(株)木本動力工業所
代表取締役社長
本田 道明



当社は、建設業の中で「管工事業」を主な仕事にしています。みなさんは、管工事業と聞いても仕事の内容があまりよく分からないのではないかと思います。

管工事業では、暖房工事・冷房工事・換気工事などの「空気調和設備」と給水工事・排水工事・給湯工事・消火工事などの「給排水衛生設備」を主な仕事としています。この仕事は、生活をする上で快適な「生活環境」を作るという事で、みなさんと非常に密接な関係を有しています。

私は、社員に常日頃から「顧客満足の向上」を目標にした仕事をするように話をしています。これは、御客様が当社の仕事内容に満足して頂けると、御客様と良好な関係を築くことになり、次の仕事に繋がっていくようになるからです。それで「御客様」が「顧客」になり「顧客」が「得意客」になり「得意客」が「ファン」になってもらえるような仕事をしていきたいと考えています。

弊社は、平成30年に創業70周年を迎えます。旭川市内では、管工事業の中で老舗の会社ですと言われるようになってきました。これは、今までの先輩社員たちが御客様と良好な関係を築き上げてきた結果であり貴重な財産であると思っています。

それから御客様が会社の第一印象を見る時、弊社社員の対応と仕事の内容が関係していると思います。私は社員に、体調には十分注意をはらい健康管理を怠らないように会社の朝礼等で言います。それは、健康でなければ良い仕事ができないと考えているからです。健康でないと、自動車の運転に支障が出て交通事故を起こすかもしれませんし、仕事の準備と段取りが悪くなりがちになります。そして何よりも、御客様に対して優良な提案ができないのと、御客様に不安な印象を与えてしまいます。そうすると御客様は、この会社(人)に仕事を任せて大丈夫だろうかと思うようになります。

このような事は「顧客満足の向上」に繋がりません。その結果、御客様からの「信用」を得る事ができません。ですから「顧客満足の向上」という目標に向かって、社員は健康であり、御客様に良い仕事内容を見て頂き、御客様に良い製品(空気調和設備・給排水衛生設備等)を提供する事でオンリーワンの会社になれるよう目指していきたいと考えています。

老化の受け入れ 準備オーケー

柿坂商事(株)
取締役
柿坂 由紀子



運転が出来なければ買物難民になりかねず、この7月に白内障の手術を受けました。ほんの数十分程の手術で世の中の物がこれほど鮮明に見えることが嬉しく思うのです。しかし、お風呂場や魚焼きの網の汚れなど見えなくてもよい物まではつきりと見え掃除が大変です。まして鏡に映った自分の顔は極力目を背ける以外にないのです…。

私が小学生の頃、祖母が食器や鍋などを洗い私が拭く手伝いをしていました。よく洗い残しがあり文句を言っていたものです。今思うと祖母は今の私ぐらいの年齢ですからあまりよく見えていなかったのでしょうか。申し訳ないことをしてしまいました。「目」もそうですが「耳」も同様に小型の補聴器もあり、車椅子もバリアフリーの範囲が設備されて来ています。これらの医療の技術と機器などを十分活用して元気に暮らすことが可能となったのです。最近では若見えするためのサプリ・化粧品・運動機具etc テレビの凄まじいCM。体に良いこと、若さを保つことへの興味は尽きないのです。その興味を卒業し、私自身の老化を直視することに致しました。小言・悪口・文句を聞くことと反論・弁解そして開き直り。最悪は双方「固」の付く意固地・頑固で柔らかさの欠片すらなく、廉恥心の低下が表れているのです。思い通りに体も頭も働かない歯がゆさ、長続きしない根気。あせらずとも時間はたっぷりあるのだから、急がず時をかけてもよいはずなのに巧く出来ないのです。

いくつになっても自身のことは自分で！と思っ
て居りましても身体的な不自由さは致し方ありません。人の助けと人の情を受けながらの老後でも、心の目は曇らせず、人の声に耳を傾け、災いの口を微笑みの口にして「かわいい老人」を目指し、老化への心の準備をしていきたいものです。可能な限りですが心意気だけは十分にあります。

経営者のための 法律相談

Q & A



旭川総合法律事務所弁護士 皆川 岳大

Profile

永山南中学校、旭川東高校、北海道大学法学部卒業。地元企業の顧問弁護士業務と医療機関の経営コンサルタント業務のほか、借金問題等の消費者問題にも取り組んでいる。好きなアーティストは長渕剛、吉川晃司。趣味は、居酒屋めぐりとワイン。

フットワークの軽い弁護士とは？

Q

私は、旭川市内で、会社を経営しております。いわゆる中小企業である私の会社においても、クレーム対応、少額の売掛金の回収、従業員の雇用に関する紛争など様々な法律問題が発生します。そのような法律問題について弁護士に相談したいのですが、どのように弁護士にアクセスしたらよいかわかりません。また、弁護士は一般にフットワークが重いような気がしておりますし、週刊誌を見ていると、本業以外の活動の方に熱中している若手イケメン弁護士もいるようで、心配です。（熊猫さん41歳・経営者）

A

日弁連が行った中小企業の弁護士ニーズについての大規模な全国調査（回答企業数3,214社）の結果、①中小企業のうち約47%が弁護士を利用したことがない、②このうち特に弁護士に相談することがないと考えている中小企業が約74%存在する、③約61%の中小企業に顧問弁護士ないし相談できる弁護士が存在しないという結果が報告されています。

他方、中小企業が抱える法的課題について調査したところ、全体の約80%が何らかの法的課題を抱えており、その相談相手としては、税理士、社会保険労務士、コンサルタント等で大部分を占め、弁護士に相談することはほとんどないという結果が出ています。

このように弁護士に相談する中小企業経営者が少ない理由としては、①どのような問題に弁護士が役に立つのかわからない、②料金がかかる・不明確である、③弁護士にツテがない等が挙げられています。

結局、中小企業の経営者の皆様から、弁護士は法的問題についての相談相手であるとは認識されていないのが現状のようです。

以上のような現状を打開し、中小企業の弁護士へのアクセスを容易にし、中小企業のニーズに応えるため、日弁連は、「日弁連中小企業法律支援センター（通称「ひまわり中小企業センター」）を設置し、平成22年の4月から業務を開始しています。

さて、中小企業において法律事務所と顧問契約を締結するメリットとしては次の5つがあります。その中でも①の点をみたく弁護士こそがフットワークの軽い弁護士ということができるとは思いたしませんか。

①弁護士にすぐに相談ができる

会社において法的問題が発生した場合、通常であれば、法律事務所に、相談の予約をし、日程を調整したうえで、実際の相談に至るといった流れになりますが、多くの弁護士は多数の案件を抱え、多忙なため相談の日程が遅れがちです。

しかしながら、顧問弁護士であれば、顧問先会社からの電子メール・携帯電話での相談にも対応しているのが通常であり、緊急な相談にも迅速な対応が可能。複数の弁護士が所属する法律事務所であれば、さらによいでしょう。

②紛争の事前予防

従来は、法的紛争が実際に発生してから事後的に対応するのが通常でした。しかしながら、顧問弁護士がいれば、契約書のチェックや顧客からのクレーム対応等によって法的紛争が発生することを事前に予防することができます。

契約書のチェックは顧問弁護士の最も重要な業務のひとつです。

③法務コストの削減

大企業には、通常、法務部があり、自社の法的問題に対応しますが、中小企業が独自の法務部を持つことはコスト的に困難です。

しかしながら、顧問弁護士がいれば、その弁護士を「中小企業の法務部」として活用することができます。顧問料は、法務部専属の社員を雇用することに比べて、はるかに低コストです。

④顧問先の事情に精通

顧問弁護士は継続的に顧問先会社からの相談に対応しているため、顧問先会社の事情に精通しています。そのため、個別の事件について単発的に依頼した場合に比べて、より適切な紛争解決をすることが可能です。

⑤従業員の福利厚生

以上のような会社自体にとってのメリットに加えて、従業員の法的トラブル（交通事故、離婚問題、刑事事件等）について、顧問弁護士に相談・依頼することができるというメリットもあります。

なお、旭川総合事務所は、現在旭川最大の弁護士4名が所属し、中小企業の経営者の皆様からのご相談に対応しております。顧問料は税法上の経費となります。熊猫さんも、ぜひ顧問弁護士の活用を検討してみたいかがでしょうか。



新たな技術と情報を携え、 農業生産者と共に

株式会社 コハタ

代表取締役 木幡光範氏

当社は大正13年、木幡滋郎によって旭川市2条18丁目にコハタ薬房として創業。その後、昭和6年、農業とその散布機具の取扱いを始めました。戦後、農業取扱いに専念すべく、コハタ農業と改称し、戦後の混乱の原因の一つになっていた食料不足解消の一助にと努力してきました。昭和30年、株式会社に組織を改め、取扱いも時代の要請する商品へと暫時その範囲を拡大し、昭和46年に社名を株式会社コハタとしました。現在は、農業はじめ、施設・包装・暗渠・防除の各種資材、種子など農業に欠かすことのできない多岐にわたる商材に幅を拡げております。この他に、農業を基軸として農業土木から発展した土木建設業、林業薬剤散布から始まり物資の輸送業務から救急医療現場へのヘリコプター使用事業のサポート業務など、多角的な経営を行っています。

近年は農家の高齢化が進行しつつありますが、こうした状況に呼応した産業用無人ヘリによる請負防除は現代の農業には欠かせない重要な役割を担っ

ているものと認識し、積極的な展開を図っています。

最近ではドローンへの取り組みを開始し、農業散布用のドローンに関しては農林水産航空協会の認定を受けた教習施設を北海道、東北3県に開設し、農家の免許の取得、機体の販売、整備まで一貫して取り組むことで、新しい技術の普及に努めるとともに、農作業における労力軽減へ繋げていけると考えております。

食の安全や消費者からの信頼確保、農家が意欲的に取り組めるようにしていくことが、持続的な農業発展のための重要な条件だと考えます。私達は人間が生きていく為に必要な食料を生産する農業、その農業の発展へと貢献し



永山2条3丁目 株式会社コハタ本社

YOSHIMYA



吉宮建設株式会社

代表取締役 宮田晃彦

旭川市6条通21丁目 電話(0166)代表31-1476番 FAX(0166)31-1475番

ていくことが社会に対する責任であり、役割だと認識しています。今後も先端農業技術の利用・活用によって、永続的な農業を支え続けて参ります。



農薬散布用ドローン「MG1」

現社長の木幡光範氏は大学卒業後、大手薬品会社に約5年間勤務され、昭和62年に㈱コハタに入社、平成17年より四代目社長として陣頭指揮をとっておられます。旭川東法人会の役員としては平成23年より理事、平成29年より副会長に就任され、今後益々の活躍が期待される人材の一人です。

企業概要

- 設立 創業：大正13年
法人化：昭和30年
- 所在地 本 社：旭川市永山2条3丁目2-16
札幌支店：札幌市白石区流通センター1丁目2-11
営業所：道内7所、東北5所
- 資本金 7,500万円
- 従業員 144名
- 事業 農薬部
(殺虫・殺菌・除草剤・生物農薬・植物成長調節剤他)
農業資材部
(農業資材・施設資材・包装資材・暗渠資材・種子他)
建設工事部(農業土木建築工事他)
ヘリコプター部
(物資輸送・救急医療・産業用無人ヘリコプター他)
- 沿革 大正13年 北海道旭川市にて「コハタ薬房」として創業
昭和30年 株式組織(資本金400万円)に改組「コハタ農薬株式会社」と称する
昭和36年 全日本空輸株式会社ヘリコプター部北海道地区総代理店(現在は中日本航空株式会社 北海道地区総代理店)
昭和46年 「株式会社コハタ」に称号変更
平成2年 現在の資本金7,500万円へ増資
平成4年 東北へ進出(八戸)
平成17年 秋田県横手市榑エステー農資を合併

『綱引きは下がったほうが勝ち』

陸上の桐生選手が100メートルで日本人として始めて10秒の壁を打ち砕いた。それはそれで結構なことだけど、9秒台の選手は世界で126人目なんだとか。まだまだだねー。

しかし、同じ走りっこでもリレーとなると話は別。100×4の「400メートルリレー」には日本人は世界に通用する力を持っている。

さて、リレーの最終走者をどうして「アンカー」というのかご存じか？ アンカーは船の「碇(いかり)」である。

ここで話は一転、綱引きのこととなる。

ずらりと並んだ綱を引く面々。その最後尾の人は体に綱を巻きつけることが許されている。

雑談・雑学の庭



もうお分かりだろう。綱を体に巻きつけた人を船が停泊するためのアンカーに見立てたのだ。綱引きの最後尾の人がアンカーと呼ばれ、そこからリレーの最終走者もアンカーといわれるようになったのだそう。

綱引きは珍しい競技である。それは、後ろに下がったほうが「勝ち」ということ。ほかの競技や勝負事は「前が出る」＝「勝ち」なのに。昔の戦(いくさ)もそう。背走は負けである。

いま起こっているアメリカと北朝鮮の問題だが、ここは“綱引き方式”を採用して、引き下がったほうが勝者になることを提案したい！ へ、へ、へ、ダメかな…。

フリーランスライター 藤木 順平

各種コーキング工事・発泡ウレタン吹付工事
岩綿吹付・天井断熱ブローイング工事
断熱材・シーリング材・その他各種材料販売



株式会社 武田建商

〒070-8015 旭川市神居5条11丁目1番16号 電話(0166)代62-1140番
FAX(0166) 62-1102番

健康
問題

人間ドックと生活習慣病予防について

医療法人社団 慶友会吉田病院

院長 横田 欽一



1. 生活習慣病とは

病気の発症や進展に、食事、運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が大きく影響する一連の疾患をいいます。具体的には高血圧、脂質異常症（高LDLコレステロール血症、高中性脂肪血症、低HDLコレステロール血症）、糖尿病を指しています。生活習慣病は一般にほとんど無症状であって、ある日突然、心筋梗塞や脳卒中といった命に関わる重篤な病気を引き起こすことから、サイレント・キラーと呼ばれています。心筋梗塞や脳卒中は、日本人の死亡原因としてがんについて多い疾患です。とくに脳卒中は、その後の寝たきり状態や認知症の発生、あるいは終末期肺炎の原因として重要です。これらへの進行予防には、減塩食、腹八分目の食事、適切な運動、および禁煙と過度の飲酒を避けることが重要です。

2. がん和生活習慣

日本人死亡の第1位の原因であるがんも、生活習慣の影響が大きい疾患と言えます。がん死亡の部位別頻度は、男性では肺がん、大腸がん、胃がん、女性では大腸がん、肺がん、胃がんです。これらに引き続き、肝がん、膵臓がん、食道がんと

なります。一方、がんの発生頻度では、男性では前立腺がん、女性では乳がん、子宮頸部がんが多いがんです。

肺がんは喫煙の影響が強く、喫煙者の肺がん死亡は非喫煙者の4.5倍にもなります。胃がんはピロリ菌感染がもっとも大きい原因ですが、塩分過多の食事習慣も原因となります。大腸がんは肥満、飲酒+加工肉摂取との関連がみられます。食道がんは飲酒習慣・喫煙習慣の両方ともある方にみられます。とくに飲酒により顔が赤くなる方で、アルコール度数の高いものを毎日飲酒している方に多くみられます。過食や運動不足による脂肪肝は、高度の場合は脂肪性肝炎を引き起こし、肝硬変・肝がんの原因となります。

3. 人間ドックの役割

人間ドックは、高血圧、脂質異常症、糖尿病といった生活習慣病およびそれらの予備群（いわゆるメタボリック症候群）、肺がん・胃がん・大腸がんを無症状のうちに早期発見することを目的とする自費診療検査です。これらの疾患が見つかった場合、適切な精査・治療へ進めます（保険診療となります）。また必要に応じて、疾患の発症予防や進行抑制を目的とした保健指導（食事

創業昭和27年 木材と共に進化する企業



代表取締役 野村 幸生

〒070-8003 旭川市神楽3条2丁目2番9号
TEL 0166-61-3611 FAX 0166-61-3615

指導や運動指導)を行ないます。当院では保健師、管理栄養士10名からなる健康サポート室スタッフが保健指導に当たっています。

人間ドックでは、これらの他に高尿酸血症(痛風)、眼底検査(緑内障)、検尿(慢性腎臓病)、腹部エコー検査(脂肪肝・胆石症)、肺機能検査(肺気腫)および聴力検査(難聴)などを行ないます。

上部消化管検査で、食道がん、咽・喉頭がん、慢性胃炎、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、逆流性食道炎などが見つかった場合、引き続き適切な治療を行います。ピロリ菌陽性の慢性胃炎は胃・十二指腸潰瘍や胃がんの原因になるため、積極的に除菌治療を行っています。

4. 人間ドックのオプション検査

人間ドックでは大腸がん検診として便潜血検査を行っていますが、はじめから大腸内視鏡検査を受けることもできます。上部または下部消化管検査には苦痛のない胃3D-CT検査や大腸3D-CT検査を選択することが出来ます。早期肺がんや肺気腫を目的とした胸部CT検査、脂肪肝、胆石、肝胆膵腎がんを目的とした腹部CT検査があります。

かくれ脳梗塞やくも膜下出血の原因となる脳動脈瘤の発見を目的とした脳MRI検査、動脈硬化を調べるPWVや頸動脈エコー、骨粗鬆症を調べる骨密度、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスのチェック、男性では前立腺がんを目的としたPSA検査、女性では乳がんを目的とした乳腺エコー、マンモグラフィー、子宮頸がんを目的とした子宮頸部細胞診、子宮体がんや卵巣が

んを目的とした腹部エコー検査が用意されています。

5. 血清腫瘍マーカーとマイクロRNAについて

現状のCEA、CA19-9などの血清腫瘍マーカーは進行がんで増加するものであるため、早期診断には役立ちません。早期診断に役立つ可能性があるのは前立腺がんのPSA、肝硬変患者における定期的AFP採血(肝臓がん)だけです。数年後には各種早期がんの血清診断が可能とされるマイクロRNA検査が実用化される見込みとなっています。思惑通りならマイクロRNA検査は人間ドックの手順を大きく変える可能性を秘めています。



● 法人会シンボルマーク ●

中央の円は「法人会」のコア(核)である「よき経営者をめざすものの団体」をあらわしています。そのコアのもとに集まる「人」の姿を「法人会」の頭文字「h」に合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを、力強く象徴しています。

● けんた ●

「いぬ」は、チームで行動し、人間のパートナーとしてのイメージが強く、身近な存在。法人会のメイン活動の一つである「社会貢献」の「献」=「ケン」=「犬」と結びつくことから親しみやすいキャラクターとしてオリジナルのデザインを作成。愛称は、機関紙「ほうじん」誌上で公募し、応募総数329点の中から選ばれました。「けんた」は、全国各地の法人会の会報やラッピングバス、鉛筆やノートなど数種のオリジナルグッズなどに使用されており、さまざまな場面で活躍しています。



天然素材を人にやさしい
健康素材に再生させ
豊かな暮らしを提供したい。

昭和木材株式会社

〒078-8212 旭川市2条通23丁目右1号
Tel: (0166) 31-3120 Fax: (0166) 31-1236
Hp: <http://www.showa-lumber.jp/>

住宅のご相談は下記まで
住宅事業部 ☎ 0120-22-6969

平成 31 年
10 月 1 日～

消費税の軽減税率制度が実施されます

平成 28 年 4 月
国 税 庁
平成 28 年 11 月改訂

軽減税率制度の実施時期	平成 31 年 10 月 1 日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は 10%（消費税率 7.8%、地方消費税率 ^(注) 2.2%） 軽減税率は 8%（消費税率 6.24%、地方消費税率 ^(注) 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^(注1)の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^(注2)の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。 <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成 35 年 10 月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

＜消費税率の引上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に変更されたことに伴う改正点＞

内容	改正前	改正後（平成 28 年 11 月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日	平成 31 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
 - 税額計算の特例
- をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

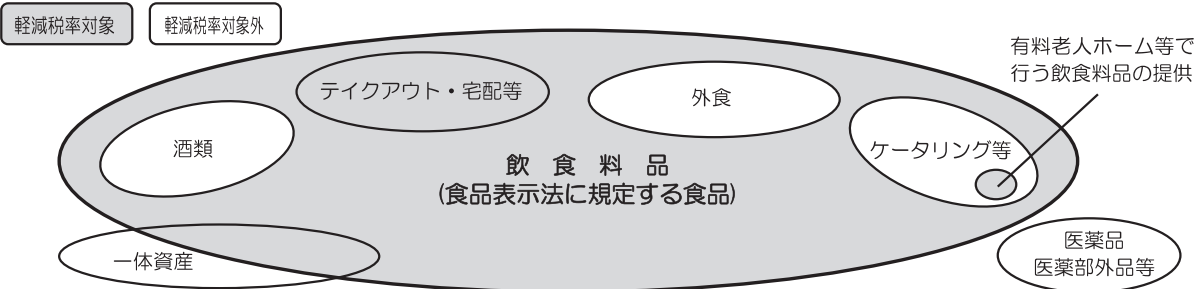
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週 2 回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成31年10月～平成35年9月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成31年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
...
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円
			(10%対象 44,000円)
			(8%対象 43,200円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

(参考)

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

- ※ 平成28年11月の税制改正により、
- ① 適用対象となる期間が変更されました。
 - ② 中小事業者以外の事業者に対する税額計算の特例は措置されないこととされました。

売上税額の計算特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる 卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者	③ ①・②の計算が困難な 中小事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに <u>小売等軽減仕入割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額（税込み）}}$ </div>	売上げに <u>軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額（税込み）}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者が対象
適用対象	以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成31年10月1日から平成35年9月30日までの期間 ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		

仕入税額の計算特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者	② ①以外の中小事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに <u>小売等軽減売上割合</u> を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\frac{\text{卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額（税込み）}}{\text{卸売業・小売業に係る売上総額（税込み）}}$ </div>	簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用し、仕入税額の計算が可能 （参考）原則は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間の開始前に消費税簡易課税制度選択届出書の提出が必要
適用対象	以下の期間において行った課税仕入れ <u>平成31年10月1日から平成32年9月30日の属する課税期間の末日までの期間</u> ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	以下の課税期間に適用可能 <u>平成31年10月1日から、平成32年9月30日までの日の属する課税期間</u> ※ 消費税簡易課税制度選択届出書は平成31年7月1日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成35年10月1日～）

平成35年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、**課税事業者・免税事業者の方**「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）（注）申請受付は、平成33年10月1日からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

※ 平成28年11月の税制改正により、適格請求書等保存方式の導入時期は、「平成33年4月1日」から「平成35年10月1日」に変更されました。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成35年10月1日から平成38年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
平成38年10月1日から平成41年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^(注)
 - ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
 - ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

この叱り方注意の仕方が部下を大きく育てる



人を動かす方法は、細かい「技法」に分解すれば、「模範を示す」↓「やってもらいたいことを説明する(指示する)」↓「させてみる」ことに尽きます。

もつとも、これだけではあくまでも「人を動かす」に過ぎず、そのレベルをあげていくことは出来ません。

「させてみる」の後に「評価」が必要なのです。

この場合の評価というのが、つまり「ほめる」「叱る」ということなのですが、今回はこのうち、「叱る」について解説します。

①「叱る」との効用

(1) 自分が行った行動に対して「それはダメ」という評価が下されたことになるので、以後そのよう

な行動はダメなんだという認識ができる。その結果、「問題行動」が減る。

筆者は研修講師を本業にしていますが、研修中に携帯電話の着信音が鳴り響き、こともあろうにその場で通話を始めてしまう人がたまにいます。

こういう方はそれがまずいことなのだ、ということをご存じでない場合が多いのです。

そこで、「携帯電話は音がならないようにしておいて下さい。外部との通話通信は休憩時間をお願いします」と注意すれば、その後はそういう行動は間違いなく減ります。

(2) (説得や説明という手段と比較して) 甘い部下、意識の低い部下の気持ちを一気に引き締めること

ができる。

言って聞かせるだけで素直に聞いてくれれば、それ以上強く言う必要はないのですが、それだけでは改められない人も中にはいます。

そのような場合は残念ながら、少々強く言っただけでは、必要があります。強く言われれば、さすがに「まずい」と思ってから、その行動を改めようとする人が大部分でしょう。

(3) その時は叱った上司を恨むかも知れないが、後々、より強い人間関係を構築できる可能性が高くなる。

本気で叱ることができると上司は「部下を成長させなければならぬ」という使命感が強い人であり、そのためには嫌われてもかまわ

ない、という覚悟を持った人です。

こういう人が、部下から慕われないわけがありません。

部下の求めるリーダー像は、「話を聴いてくれる人」「仕事をやりやすくしてくれる人」等様々ですが、誰でも心の底では「成長したい」という願望を持つっており、自分を成長させてくれる強いリーダーを切望しているのです。

叱られれば、誰でも落ち込むし、腹も立てるでしょう。でも、冷静になれば、「やはりあの時は自分が悪かった」「叱ってくれたということはありがたいことだ」という気になり、後々、波風を立てない「事なかれ主義」の上司より、はるかに頼りがいのある上司だと思ってくれる可能性は高いのです。

②「叱り方」の注意点

(1) 教えていないことを叱ってはならない

「やらなければならぬこと」「やってはいけないこと」は、前もって具体的に教えておかなければなりません。

上司と部下とは人生経験の量が違います。

上司が「このぐらい常識じゃないか」と思っているも、部下は「教えてもらわないとわからない」と思っていることも多いのです。

(2) 段階を踏んで叱る

「烈火の如く怒る」は最後の手段です。教える↓正しい姿勢を促す↓そっと注意する↓注意する↓叱る↓怒る(強く叱る)↓罰する、と段々強くなるようにすれば叱られる方も納得します。

なお、「注意する」というレベルであれば、「その場で」が一番よいのですが、「叱責」というレベルになったら、なるべく別室の方がよいでしょう。

人前で叱る場合は、耐えられる人物かどうかの見極めが大切です。

(3) 個性に合わせて叱る

その場その場で叱って素直に聞いてくれる部下もい

れば、みんなの前で叱るとふてくされる者・つぶれてしまう者もいます。

叱ることはペナルティではなく、指導方法の一つなのであり、「その問題行動を繰り返させないこと」が目的なのですから、叱ることとでマイナスが大きいのであれば「叱る」以外の指導の方が良いのです。

もつとも効果のあるように、相手に合わせることを大切に。

(4) 「前向きな失敗」は叱らない、「不注意・怠惰・無責任」を叱る

初めてのこと・能力を超えたこと・困難なこと・苦手なこと等に積極果敢に挑戦したが、力及ばず失敗してしまったような時はこつびどく叱ると、かえって自信を喪失してしまうことがあるので、他の方法を取った方がよいでしょう。

しかし、十分こなせる仕事なのに、不注意のため、手を抜いたため、作業手順をいい加減にしたために失敗した場合は、叱るべきです。

(5) 事実に基づいて叱る

先入観や推測に基づいて叱ってはいけません。

「ちよつと確認したいんだが、これは君がやったのか」「なぜこうなったか事実を説明しなさい」など、相手に話をさせることが必要です。

(6) 人格を傷つけるような言葉は使わない

他人との比較（「○○さんならできるのにね」）、見下した言い方・嫌味（「そもそも君に頼んだのが間違いのもどだった」）、差別（「○○学校卒だったら、まあこの程度かな」）、暴言・罵声（「給料泥棒！」）「やめちまえ！」、このよう

な言い方をすると、叱ること本来の目的を達成することが難しくなります。

言われた方は一生恨むかも知れません。

(7) 短時間で簡潔に

長時間説教されても聞いていない方は、「いつ終わるか」ばかり考えているものです。

そのうち、「何で叱られているのか」を忘れてしま

うことさえあります。

「一叱責一件」で簡潔に済ませることが原則です。

時には「この際だからついでにもう一言言わせてもらおうよ」と、一つぐらい付け加えることは悪いことではないのですが、限度というものがありません。

30分もくどくどと説教することは、決して良いことではありません。

(8) 叱ったら後で必ずフォローする

叱られた者はしよげている場合も多いですから、別の件でほめたり、話しかけたりする配慮が大切です。

「嫌われているから叱られるんだ」と思うと、心を閉ざしてしまいますが、普段から認めてくれていて人から叱られれば、素直に聞いてくれるものです。

(9) 勇気を持って叱る

叱ると一時的には人間関係が悪くなることもありますが、しかし、的を射た叱り方であればいつまでも根に持たれることはありません。

部下の成長を願うという真摯な姿勢があれば、必ず

分かってくれます。

嫌われることを恐れずに、勇気を持って叱ることが大切です。

③ 普段からのコミュニケーションを大切に

会話があるのは叱られる時だけ、という状態では良い関係になるはずがありません。

普段から、自分のために一生懸命に動いてくれて、話も聴いてくれて、認めてくれている上司だからこそ、叱られても部下はついてくるのです。

人間関係が希薄な状態で叱ったら、それこそ人間関係を壊してしまうことになりかねません。というより、上司の側が遠慮してしまつて叱れないという確率の方が高くなるでしょう。

④ 叱り方の「言い直し」の例

(1) 大変かも知れないが、そのぐらいのことは君ならできるはずだ。

(2) このような失敗は君ら

しくないな。

(3) こうしろといったつもりだが、なぜ出来なかつたんだい。

(4) 最近、体調が悪いとか家の事情でもあるのかい。

(5) この頃君の良さが出ていないな。

(6) この際、はっきり言わせてもらおうよ。

(7) 君もガツクリだろうが、それ以上に私もガツクリだ。2度と無いようにしてくれ。たのむ。

(8) 今回は私の指導不足が原因だった。しかし2度やったら今度は責任をとってもらふことになるよ。

(9) 「いいかげんにしろ！」と普通なら言うけどね。
……

「叱り方」も一つのスキルである以上、訓練することによって上達することは可能です。

が、やはり根底に必要なのは部下に対する愛情です。「叱り方スキル」を訓練することはもちろん大切ですが、まず部下の成長を真剣に願うことが何より大切です。

労働時間短縮のすすめ

働き方改革実践法!

未来事業株式会社
エグゼクティブ マネージャー
石黒 和男

「働き方改革」にあたって

企業が「利益を上げる」には、2つの方法があります。

1つは、労働コストを下げて、利益を確保するやり方です。もう1つは、一人ひとりの生産性も上げて、利益を出す方法があります。今後、人手不足で賃金が上昇する中で、後者によって利益を生み出すことが求められます。

「働き方改革」では、効率よく働くことで、生産性を上げる一連の取り組みを指しています。

「働き方改革」の取り組み方

では、一体企業はどのように「働き方改革」に取り組めばよいのでしょうか。中でも、企業の取り組み

で、長時間労働問題、過大な残業や休日出勤の結果、抑うつ傾向が強まり、心理的ストレスを感じている従業員が増えているのも現実起こっています。

このような視点から、労働時間短縮に焦点を絞った改善策を紹介します。

【1】労働時間短縮を「人時付加価値」でチェックする

(1) 人時付加価値とは
人時付加価値とは、「1時間当たりの採算」を算出していく仕組みです。この仕組みは、売上から(材料費+仕入+外注費)を引き、残つ

人時付加価値の算出	
人時付加価値 =	$\frac{\text{売上} - (\text{材料費} + \text{仕入} + \text{外注費})}{\text{年間総労働時間}}$

た金額÷付加価値をすべての従業員の年間労働時間を合計したもので割った数字を経営の指標としています。この指標を「人時付加価値」と呼びます。

(2) 労働時間短縮により、どれだけ付加価値を生んだかが大事

① この人時付加価値は、中小企業の場合は、一人1時間当たり5千円程度は確保したいところです。ムダが多い会社では、この数値が3千円前後と多く、場合によっては2千円ということもあります。

② 労働時間を減らすためには、従業員を減らすか、作業の合理化・効率化によって労働時間を減らすことです。

従業員削減は後回しにして、最初は作業の合理化・効率化に目標を絞

って進めることにします。③ ここで大切なのは、目標値を、経営者だけでなく従業員全員で認識することです。

労働時間短縮という視点で、経費の削減を見直せば、その過程において会社全体の仕組みまで変えることができます。

④ そして、より大きな経費削減・利益追求活動へと発展させ、会社を筋肉質に変える経営手法が「ミニカンパニー経営」なのです。

【2】高収益を支えるミニカンパニー経営とは

ミニカンパニー経営は、個々の現場が自主的に働き、全体としての調和

をつくり出す中で、経営全体の成果を押し上げていく経営の仕組みです。

また、利益概念を導入することによって、自分のやっている仕事の成果がわかり、自分の仕事をする中で経営の喜びを感じとってもらい、経営の主体者に全員が参加し、実績を上げることが目指しています。

個人の活動の結果が明確にわかることにより、やり甲斐が生まれ、それが全体の経営に表れてくるような、高収益を支える経営手法として「ミニカンパニー経営」が誕生しました。

1. 個々の現場の働きのわかる経営管理

- ・ 自主責任経営
- ・ 利益概念の導入

2. 実行取組計画の実践

- ・ ミニカンパニーの活動成果

↓

- 環境の変化に柔軟に対応できる強固な経営体質
- 活気ある風土づくり
- 人材の育成

【3】「ミニカンパニー経営」の運用サイクル

(1) 運営サイクル
ミニカンパニー実行活動テーマに基づき、各カンパニーが自主責任経営を推進して行く上での問題点を認識し合い、目標達成に向けての活動を全員一丸となつて進めることが必要です。

(2) ミニカンパニー計画
社長方針に基づいた重点テーマを念頭に置き、それを達成すべく各会社の運営收支実行取り組みテーマを具体的に指標化します。

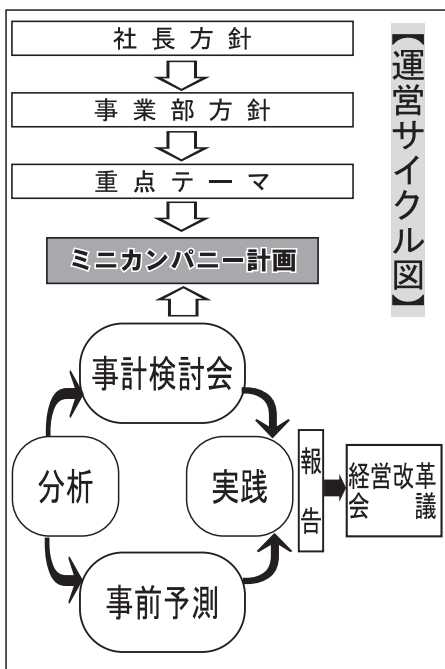
(3) 実践
活動結果がタイムリーに評価できるように、日々実績管理のもと、メンバーは

常に問題点を認識し、日常の意見交換、進捗確認などを行います。

(4) 報告
毎月1回、ミニカンパニーの経営結果を、報告し、数値から読み取れる問題点を見抜き、次のステップへの取り組みが出来るようになります。

【4】労働時間短縮の着眼点
労働時間の短縮を改善するために、まず仕事を「見える化」することから始めましょう。

「見える化」は自分の仕事を表に出しますので、タイムリーな管理・改善に結びつけていくことができます。



す。

「見える化」のステップは次のように進めると良いでしょう。

ステップ1
「仕事項目」を一覧表にします

対処法
①自分の行っている仕事を書き出します

②詳しく書くほど改善に役立ちます
ステップ2
改善アイデアを見つけます

対処法
改善の4原則は以下の①～④です。

①やめる、とる、きる、ゼロにする ②簡素化する
③交換する ④結合する
ステップ3
「なぜ」と問いかけて改善案を見つけます

対処法
①なぜを繰り返して行くと真の原因が見えてきます
②なぜ、なぜを5回繰り返すと改善に結びつく原因が見つかります

【5】労働時間短縮の実施例

①作業バランスをとる…
作業者間、工程間の作業時間のばらつきを少なくするよう作業バランスを取る。

②作業段取りの充実…
モデルの切りかえをスムーズに行なえるように、事前に切り換えのための段取りをとる。

③物流の改善…
資材や仕掛品の意味のない停滞が発生しないように生産現場の物流を改善。歩行による移動距離の短縮を図る。

④品質・歩留り向上…
現場における品質に起因するロスを削減する。工程品質の改善を進める。

⑤治工具、設備対応…
作業を合理化するため、できるだけ治具を作成し使用する。自動化できる工程においては、投資金額と照合し自動化を進める。

⑥生産システム…
現在行なっている生産システムに拘泥されずに、モジュール生産、ユニット生産、セル方式生産など生産

システムを改善する。
⑦作業標準化と教育…
作業レベルの積上げを図るために、作業標準の作成や作業教育を行なう。

⑧多能工化…
いくつかの作業ができるような作業教育を行い、全体のバランスが随時とれるようにする。

最後に
ミニカンパニー経営は、ひとつの企業を課単位に分け、そして、従業員一人ひとりに、経営参画してもらうことを主眼としています。

この経営手法を導入することにより、自分たちが改善できる時間が明確になり、毎月発表される人時付加価値が、全員の努力の結果としてすぐに分かります。

したがって「どうすれば労働時間の短縮ができるか」を全従業員が考え、企業の発展のために、力を合わせることが出来ます。

是非、視点を変えて「働き方改革」に取り取り組んで、労働時間の短縮を図ってください。職場が健全に、そして活気のあるものに！

高齢者の老化を早めているのは日常の栄養不足

医療ジャーナリスト 大谷克弥

大谷克弥 (おおたに・かつや)

医療ジャーナリスト、東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身で、在職中に長期連載「医療ルネサンス」を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

タンパク質の慢性的な摂取減で、「低栄養」の状態に

近年、老年学の研究者などから、特に70歳以上の高齢者は日常的な栄養不足から、無気力になったり、老化が早まったりしているのでは、という指摘が強まっています。中でも不足しているのは、エネルギー源であり、筋肉や臓器、皮膚、爪などをつくる重要な栄養素のタンパク質とのことです。

「飽食の時代」における高齢者のこうした実態を示すのに、通常は「低栄養」という穏やかな表現が使われています。なぜかと言うと、当の高齢者は「自分はちゃんと食べているので栄養状態が悪いはずはない」と信じ込んでいるケースが多いので、そうした心情も汲んだ表現になったのかと思われます。

しかし、そんな生ぬるい言い方ではいけない、お年寄りに猛省を促すためにも、もっと厳しく注意すべきだ、という考え方もあります。そこで生まれたのが「新型栄養失調」という、おどろおどろしい言葉です。超高齢者の中には終戦前後の食べ物のなかった時代を体験した方が多いので、栄養失調という用語に強く反応すると見たのでしょうか。お年寄りにとっては、今や「貧食の時代」になっている、という説まであります。

日本は世界でもトップクラスの高齢国家になり、はつらつとしたお年寄りが注目される一方で、食が細くなり、痩せて元気のない高齢者が増えているのも事実です。歳を重ねてくると一般的に食欲が落ちてくるほか、内臓の病気や歯周病の進行で歯がなくなり、食べたくても食べられない人も多くなります。

それらの方々には病気や歯の速やかな治療を望むとして、研究者たちが憂慮しているのは、前述の「十分に食べているつもり」でいる人々のタンパク質不足です。高齢になると知らず知らずのうちに吸収力が弱くなるので、食べたと思っても体が受けつけず、栄養が身につかなくなります。そのことを理解し、食べる量を増やすとか、食べ方や献立を変えるとか、吸収しやすいように料理の工夫をするとか、が必要になるのです。



お年寄りの食事は、「あっさり」ではなく「しっかり」と

もう1つの問題点は、歳をとると肉や脂っこい物を食べてはいけない、と固く信じている人の多いことです。「きちんと食事をしている」と話すお年寄りに研究者が中身を尋ねると、大半はご飯とみそ汁に野菜の煮物、漬け物で、2、3日置きに豆腐、卵を食べることはあっても、肉類はまず見当たらないそうです。牛乳やバターも敬遠している人が多いようです。

これには昭和年代の後半に大ブームになった「粗食長寿説」が、今も尾を引いていると見られます。「長寿の原点は肉や脂を食べない粗食にある。しかし粗食は粗末な食事のことではなく、健康の素になる『素食』と同義語」といった説でした。そして一時は各地に「粗食長寿村」が出現し、都会から食事体験のバスツアーまで組まれましたが、東京都老人総合研究所の発表した報告書を機に、次々と消えていきました。

それは東京と秋田で計2千人もの高齢者を対象にした大規模な健康調査のレポートで、聞き取り調査によると、元気なお年寄りは3食ともタンパク質をきっちり摂り、牛乳も毎日のように飲んでいました。そうした人たちは病気になることが少ないばかりか、日常生活では歩くのが早く、握力も強くて、地域活動など社会奉仕にも熱心に取り組んでいました。

報告書の科学的なポイントは、血液検査による血清アルブミンの数値でした。アルブミンとは、アミノ酸から出来るタンパク質の1種です。日常的にタンパク質を多く摂取する人はアルブミンの数値が高くなると考えられていましたが、これら元気印の方々からは、いずれも高い数値が確認され、タンパク質の重要性が裏付けられたのです。その後の研究で、血清アルブミンの数値が、体内の栄養状態を示す指標となりました。

タンパク質は肉や魚の動物性と大豆を中心とする植物性に大別されますが、栄養学的にはそれぞれが1対1で、肉と魚も同じ比率が望ましいとされています。またその後の研究で、肉類の方がアルブミンをより増やす、青い魚には認知症の予防効果が強くある、といった説も唱えられています。

結びとして、高齢者の食事は「あっさり」ではなく、「しっかり」が肝心です。体調に注意しつつ、栄養素のバランスを考えて3食きちんと摂るように心がけましょう。

部下対応—上手な聴き方、話し方

産業カウンセラー 柏木 勇一

柏木 勇一 (かしわぎ・ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

「YES」だけでなく「NO」を伝えることも重要

食品メーカーの製造部門に勤務して10年。30代のSさんは後輩への気配りも良く、半年前にグループ・リーダーになり、業績向上を目指して、職場の雰囲気作りをモットーに働いています。リーダーとしての責任と自覚を感じ始めて、自分はこのような話し方でいいのだろうか、という悩みを持ち始めました。これまでは後輩に対して「NO」と言うてはいけないと思い、ほとんどが「YES」の発言でした。「相手に迷惑がかかるのでは?」「関係がまずくなるかも」というのが理由でした。しかし、業務上の問題点を解決していくためには、「NO」の反応、つまり反対の意見も伝えることも必要と考え、具体的な話し方を相談してきたのです。Sさんが気づいたように、「YES」と「NO」双方を率直に伝え合うことで、職場の風通しが良くなります。

ここでのポイント、つまり「NO」を伝える際に気をつけたいことは、「何のためにあえて伝えるのか」という目的が明確でなければいけません。『仕事のどんな問題を解決したいから伝えるのか』『相手とどんな関係を築きたいから伝えるのか』などの目的をしっかりと持つようにSさんにアドバイスしました。

不満と要望をはっきり分けること

次のステップです。ちゃんと伝えたはずなのに協力してもらえない。言えば言うほど相手との関係が悪くなる、という場面が想定され、実際、Sさんも心配でした。このような場合は、自分の要望ではなく、不満の方が強く伝わっている可能性が考えられます。不満の裏側には、自分が望むこと、相手にしてほしいことなどの要望があるはずで

Sさんのケースではなく、分かり易い事例を紹介します。例えば仕事上のミスが多い部下がいます。上司としては困ります。とても不満です。その裏にはミスをしないで仕事をしてほしい、という願いがあります。叱責や注意ではなく、具体的な要望を出すことが重要です。「今後は必ずダブルチェックしてほしい」とか「進捗状況を毎日報告してほしい」などを伝えること。その際は望むことをひとつに絞ることがポイントです。相手への不満ではなく、自分の要望に焦点を当ててください。

自分に焦点を当てる点に、上手な話し方の秘訣があります。You (あなた) メッセージではなく I (わたし) メッセージで話すことです。「何度言ったら分かる」ではなく「大事なことからしっかり覚えて置くように」。「報告しないで、どういつもりなんだ」ではなく「途中で進捗を報告してくれると安心だ」などが望ましい表現です。

あいづちとうなずき—「私は聴いています」の姿勢を示すこと

気配りのあるSさんに、ふだんの聴き方を聞いてみました。そこで気づいた、改めてほしい点は、途中で話の腰を折ることでした。「やっぱりいつも忙しいから早く終えたいという気持ちがありますから、部下が言っていることは違うなと思うと、つい口をはさんでしまいます」と反省の弁を語ってくれました。上手な聴き方の5つのポイントは、①うなずきとあいづちを入れる②視線をそらさない③話の邪魔をしない④否定しない—反論したくても素直に聴く⑤オウム返し技法(大事と思った言葉をそのまま返してあげる)で対応する—などです。

最後にSさんには、何でも伝えなければいけない、ということではなく、相手が聴ける準備ができていないかも考えるように話しました。

新入会員です ヨロシク!

この度、当会に入会いただきました新会員の方々をご紹介します。(H29.3.1~H29.9.30)

● 親 会

㈱朝日電機製作所〈産業用電気機械器具製造業〉 流通団地地区
〒079-8424 旭川市永山14条3丁目2番39号 TEL 25-6201
代表者 吉村 諭 FAX 25-7064

㈱清和エクステック〈一般土木建築工事業〉 豊岡地区
〒078-8234 旭川市豊岡4条8丁目2番1号 TEL 73-7415
代表者 景井 和康 FAX 73-7416

㈱エイジー〈土木工事業〉 西地区
〒078-8315 旭川市神楽岡5条4丁目1番13号 TEL 74-7866
代表者 斉藤 英司

大季設備〈設備工事業〉 豊岡地区
〒078-8244 旭川市豊岡14条6丁目4番4号 TEL 33-0184
代表者 大橋 季生

エノ産業〈一般産業用機械・装置製造業〉 東光地区
〒071-1426 上川郡東川町北町10丁目1番1号 TEL 82-4000
代表者 小関 政敏 FAX 82-2434

㈱千葉金属工業〈板金・金物工事業〉 西地区
〒078-8324 旭川市神楽岡14条5丁目1番21号 TEL 65-0018
代表者 千葉 剛義 FAX 65-0018

エムアール設備〈設備工事業〉 流通団地地区
〒079-8419 旭川市永山9条2丁目6番16号 TEL 24-5219
代表者 佐藤 哲也

道央食糧供給㈱〈食料品製造業〉 工業団地支部
〒078-8274 旭川市工業団地4条3丁目795番2 TEL 36-1070
代表者 伊原 潤司 FAX 36-1060

合同会社エルピーダ〈小売業〉 豊岡地区
〒078-8239 旭川市豊岡9条5丁目2番5号 TEL 73-7688
代表者 中川 恵美子

㈱ノースフロンティア〈一般飲食店〉 西地区
〒070-8002 旭川市神楽2条6丁目5番13号 TEL 73-8274
代表者 桐原 和弘 FAX 73-8274

キットウ㈱〈小売業〉 東旭川地区
〒078-8251 旭川市東旭川北1条7丁目14番1号 TEL 56-6614
代表者 伊藤 吉洋 FAX 56-7323

㈱和壹建設〈とび・土工・コンクリート工事業〉 西地区
〒070-8048 旭川市忠和8条5丁目5番23号 TEL 73-7990
代表者 芝崎 和裕 FAX 73-7991

㈱コーナーフ〈不動産取引業〉 東光地区
〒078-8342 旭川市東光2条9丁目2番4号 TEL 38-6700
代表者 角田 進 FAX 38-6677

ERROR探し



左の2枚の絵を見比べ、7ヶ所の違った部分を探して下さい。どちらかの絵に○印をつけ、ハガキに貼り応募して下さい。住所、企業名、氏名、電話番号を記入のうえ、11月30日(木)(必着)まで

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目
道北経済センタービル1階
(公社)旭川東法人会事務局宛

料金不足、封書の方は失格です。正解者から30名様にくオカードをプレゼントいたします。

■作者紹介…神谷一郎(かみや・いちろう)
イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

北海道公認市場

株式会社  旭川魚卸売市場

代表取締役社長 竹田 剛

旭川市流通団地1条3丁目 ☎(代表)48-3161
FAX 48-4167

事業報告

4月から9月迄開催致しました当会の主な事業についてご報告いたします。

注) ※印は旭川中法人会との共催

4月 April

- 4日(火) 租税教育活動連携事業打合せ会
- 6日(木) 青年部会幹部会議
- 7日(金) 第12回法人会全国女性フォーラム〈鹿児島大会〉
- 20日(木) 第1回正副会長会議／第1回理事会
- 26日(水) 女性部会第1回役員会
- 27日(木) 青年部会第1回役員会

5月 May

- 13日(土) 租税教育活動連携事業(道の駅ライスランドふかがわ)
- 15日(月) 青年部会定時総会／女性部会定時総会／合同懇談会
- 29日(月) 通常総会／臨時理事会／税務講話／懇談会
- 31日(水) 親睦チャリティーゴルフ大会実行委員会

6月 June

- 10日(土) 租税教育活動連携事業(フラノマルシェ2)
- 23日(金) 第26回北海道法人会青年の集い〈帯広大会〉

7月 July

- 1日(土) 第9回税に関する絵はがきコンクール募集開始※
- 15日(土) 青年部会親睦ゴルフ大会／ビールパーティ
- 25日(火) 事務局連絡会議※

8月 August

- 1日(火) 役員研修会／名刺交換会※
- 2日(水) 経営セミナー※
- 7日(月) 第1回広報委員会※
- 8日(火) 租税教育活動連携事業打合せ会
- 24日(木) 親睦チャリティーゴルフ大会
- 25日(金) 女性部会税務研修会／女性講座／懇談会

9月 September

- 1日(金) 第9回税に関する絵はがきコンクール第1次審査※
- 4日(月) 租税教育活動連携事業打合せ会
- 22日(金) 租税教育活動連携事業打合せ会
- 29日(金) 第54回北海道法人会税制改正提言全道大会〈北見大会〉



▲青年・女性部会合同による懇談会



▲通常総会の様子



▲名刺交換会の様子



▲親睦チャリティーゴルフ大会



▲女性部会テーブルマナー講座

創業昭和6年、皆様と共に歩み続けて86年。

左官1級技能士検定合格 建設業許可 北海道知事(般-29)上第00759号

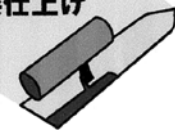
JS 美浪左官工業株式会社

〒070-8011 旭川市神居1条10丁目1番10号

TEL.0166-61-7311・FAX.0166-61-8061

モルタル仕上げ
珪藻土仕上げ
漆喰仕上げ
コンクリート面補修
京壁・寿楽仕上げ

お気軽に
ご相談下さい



地域逸品

北海道に戦後初、 日本酒の酒造会社が誕生

上川大雪酒造株式会社

代表取締役社長 塚原 敏夫



地元を支えられ、地域に根ざす『地方創生蔵』

上川町は大雪山国立公園の麓、年間平均気温が約5.5℃で人口3,800人弱の小さな町。女子スキージャンプの高梨沙羅選手の出身地で「層雲峡温泉」は年間200万人もの観光客で賑わいます。そんな町に念願の酒蔵誕生。地元では町民有志による「酒蔵支えT a I(さかぐらささえたい)」を結成、休日を中心に蔵の作業の手伝いから草刈りまでボランティア活動を行っていただいています。こうした方々のためにも、地域に愛される美味しい地酒を造って分かち合いたいと思います。

大雪山系の冷たい天然水と、 北海道の酒米を使った純米酒だけを醸す酒蔵が 北海道に誕生

日本屈指の米どころとなった北海道で、豊かな天然水をつかって、北海道に新しい日本酒の酒蔵をつくるのが出来ないだろうか。北海道の農業ブランド化や地元の役に立つのではない

二〇一七年 秋、新たな歴史を造っていく。





か。三重県で蔵元を営む友人とそんな夢を語りました。私の生家は祖母の代から札幌のすすきので各地の日本酒を扱う飲食店でしたし、私の友人は元税務職員だったご尊父が蔵元となった酒蔵のご子息でした。それから数年、夢の実現に向けて奔走し、上川町、酒米生産者や地元関係各所の皆様、その他たくさんの皆様の多大なご協力・ご支援のもと、本年5月、上川町に新しい酒蔵・上川大雪酒造『緑丘蔵（りょっきゅうぐら）』を誕生させることが出来ました。

日本酒を活用した 地方創生ビジネスのイノベーションを 目指して

全国的に日本酒の酒造会社、酒蔵は年々減り続けています。北海道も同様です。私たちは日本酒の製造を休止していた三重県の酒造会社を、冬はマイナス20℃にもなる自然豊かな大雪山系の麓、良質な天然水と広大な農地を有する上川町に移転し、上川大雪酒造株式会社を設立しました。酒蔵の無かった土地に酒蔵をつくり、その土地にこだわった素材で世界に通用する地酒を醸し「六次産業化地方創生ビジネス」のイノベーションを目指します。

北海道にこだわった酒造り

日本酒は現在、特定の地域で作られた優良なブランドの酒造好適米を遠隔地から購入して製造するのが主流です。私たちは上川地区を含む北海道産の酒造好適米と大雪山系の麓で採取される良質な天然水を原料に、地元産にこだわった日本酒を造ることで、北海道の地域ブランドを全国へ、メイドインジャパン

を世界に発信していきます。

酒に対する想い

全国の様々な蔵で培った技術と自然に恵まれた環境を活かして、手造りの伝統的な手法で一本一本のもろみを丁寧に仕込む、小仕込み・高品質の酒造りを行います。生産者と共に北海道産酒造好適米の品質を上げ、北海道の豊かな食材・料理と共に味わえる食中酒「飲まさる酒」、地域に根ざした新しい酒造りを目指します。

※「飲まさる」とは北海道弁で「つつい飲んでしまう」の意

日本酒造りの原料は水と米。仕込み水は万年雪を冠する大雪山系の湧水を源流とする酒造りには理想的な約7℃の天然水。酒造好適米は厳選した北海道産の彗星、吟風、きたしづくの3種のみを使用。上川大雪酒造は北海道唯一の全量純米蔵で、純米酒、純米吟醸、純米大吟醸を造っていきます。



税制改正による法人二税申告の際の留意点

○ 税率の改正

法人事業税における外形標準課税の拡大、地方法人課税の偏在是正に係る税制改正により、法人事業税、法人道民税、地方法人特別税の税率は次のようになります。

【法人事業税】

法人の種類	所得区分等	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度		H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度		H31.10.1以後 に開始する事業年度	
		税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人	税率	外形対象 法人
普通法人	年400万円以下	3.4%	1.6%	3.4%	0.3%	5.0%	1.9%
	年400万円超800万円以下	5.1%	2.3%	5.1%	0.5%	7.3%	2.7%
	年800万円超	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	軽減税率不適用法人(※)	6.7%	3.1%	6.7%	0.7%	9.6%	3.6%
	付加価値額		0.72%		1.2%		1.2%
	資本金等の額		0.3%		0.5%		0.5%
特別法人	年400万円以下	3.4%		3.4%		5.0%	
	年400万円超	4.6%		4.6%		6.6%	
	軽減税率不適用法人(※)	4.6%		4.6%		6.6%	
収入金額 課税法人	収入金額	0.9%		0.9%		1.3%	

※ 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の所得

【法人道民税】

区分		H26.10.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
		税率	税率
均等割	公共法人、公益法人等	年額 2万円	
	資本金等の額を有する法人	資本金等の額が1,000万円以下であるもの	年額 2万円
		資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
		資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
		資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円	
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社	4.0%	1.8%
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	法人税額が年1,000万円を超えるとき 4.0%	1.8%
		法人税額が年1,000万円以下のとき 3.2%	1.0%

【地方法人特別税】

法人の種類	H27.4.1から H28.3.31まで に開始する事業年度	H28.4.1から H31.9.30まで に開始する事業年度	H31.10.1以後 に開始する事業年度
	税率	税率	税率
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人	93.5%	414.2%	廃止
所得割額によって法人事業税を課税される法人 (資本金1億円以下の普通法人、特別法人、公益法人等)	43.2%	43.2%	
収入割額によって法人事業税を課税される法人 (電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業)	43.2%	43.2%	

【法人道民税・法人事業税
・地方法人特別税の申告書提出先】

札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 TEL 011-204-5083
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F

【道税ホームページアドレス】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/>